

# 福岡県公報

平成二十七年四月七日  
第三千六百八十三号  
増刊 ①

## 目次

### 再掲

○福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する

規則 (介護保険課) ……………一

○福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

(管理課) ……………五

○福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規

則 (管理課) ……………八

○福岡県企業局公印規程の一部を改正する規程

(管理課) ……………九

○福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する

規程 (管理課) ……………一〇

## 再掲

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第二十三号

福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県介護サービス事業者の指定等に関する規則(平成十一年福岡県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに健康保険法等の一部を改正する法律」を「、健康保険法等の一部を

改正する法律」に、「旧法」を「平成十八年改正前の介護保険法」に、「旧施行規則」という。」を「平成十八年改正前の施行規則」という。)並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)附則第十一条及び附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する部分に限る。以下「平成二十六年改正前の介護保険法」という。)及び介護保険法施行規則(以下「平成二十六年改正前の施行規則」という。)に改める。

第二条中「並びに旧法第七十七条第一項」を「、平成十八年改正前の介護保険法第七十七条第一項並びに平成二十六年改正前の介護保険法第七十五条の二第二項」に、「、様式第一号」を「様式第一号」に改め、「法第七十五条の十一」の下に「及び平成二十六年改正前の介護保険法第七十五条の十一」を加え、「旧法第七十七条の二第二項」を「平成十八年改正前の介護保険法第七十七条の二第二項」に改める。

第三条中「旧法」を「平成十八年改正前の介護保険法」に改める。  
第四条中「並びに旧法第一百一十一条」を「、平成十八年改正前の介護保険法第一百一十一条並びに平成二十六年改正前の介護保険法第七十五条の五」に改め、「施設」の下に「(以下「事業所等」という。)」を加え、「又は旧施行規則」を「、平成十八年改正前の施行規則又は平成二十六年改正前の施行規則」に改める。

第五条及び第九条中「旧法」を「平成十八年改正前の介護保険法」に改める。  
第十条第一項中「又は旧法第七十五条の三十二第二項」を「、平成十八年改正前の介護保険法第七十五条の三十二第二項又は平成二十六年改正前の介護保険法第七十五条の三十二第二項」に、「又は旧法第七十五条の三十二第四項」を「、平成十八年改正前の介護保険法第七十五条の三十二第四項又は平成二十六年改正前の介護保険法第七十五条の三十二第四項」に改め、同条第二項中「又は旧法第七十五条の三十二第三項」を「、平成十八年改正前の介護保険法第七十五条の三十二第三項又は平成二十六年改正前の介護保険法第七十五条の三十二第三項」に改める。

第十一条第一項中「国」の下に「、他の都道府県」を加え、同項第一号中「事業所又は施設」を「事業所等」に改め、同項に次の一号を加える。  
九 事業所等においてその設備を用いて夜間及び深夜に提供するサービスで指定通所

介護、指定療養通所介護及び指定介護予防通所介護以外のものに関する届出事項  
第十一条第二項中「旧法」を「平成十八年改正前の介護保険法」に改める。  
様式第十号及び様式第十一号を次のように改める。

様式第 10 号 (第 10 条関係)

受付番号

介護保険法第 115 条の 32 第 2 項 (整備) 又は第 4 項 (区分の変更) に基づく業務管理体制に係る届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
開設者 (所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者 (法人) 番号									
1	届出の内容										
	(1) 法第 115 条の 32 第 2 項関係 (整備)										
		(2) 法第 115 条の 32 第 4 項関係【区分の変更 (区分変更前) (区分変更後)】									
2	フリガナ										
	名 称										
	住 所 (主たる事務所の所在地)										
	(郵便番号 — ) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)										
業 者	代表者の職名・氏名・生年月日										
	職 名	フリガナ			生 年	年 月 日					
代表者の住所											
(郵便番号 — ) 都 道 郡 市 府 県 区 (ビルの名称等)											
3	事業所等の名称及び所在地 (複数ある場合は別業に記入)										
	事業所等の名称	指定 (許可) 年月日	介護保険事業所番号 (医療機関等コード)			所 在 地					
4	法令遵守責任者										
	第 2 号	所 属	フリガナ								
	第 2 号	職 名	氏 名			生 年 月 日 年 月 日					
	第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要									
5	区分変更前行政機関名称、担当部 (局) 課										
	事業者 (法人) 番号										
区 分 変 更	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部 (局) 課										
区 分 変 更 日											
年 月 日											
記入 担当者		氏 名									
		電 話			Fax						

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

受付番号	
------	--

介 護 保 険 法 第 115 条 の 32 第 3 項 に 基 づ く  
業 務 管 理 体 制 に 係 る 届 出 書 （ 届 出 事 項 の 変 更 ）

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所  
開設者（所在地）  
氏 名  
（名称及び代表者氏名）

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<b>変 更 が あ っ た 事 項</b> <small>（該当する項目全てに○を付ける）</small>	
1 法人名称（フリガナ）	2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
3 代表者氏名（フリガナ）、生年月日	4 代表者の住所、職名
5 事業所等の名称及び所在地 <small>※ 事業所等の指定（許可）又は廃止により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届出。下記備考を参照。</small>	
6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）、生年月日、所属及び職名	
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
8 業務執行の状況の監査の方法の概要	
<b>変 更 の 内 容</b>	
（変更前）	
（変更後）	

記入 担当者	氏名			
	電話		Fax	

- 備考 1 上記「5」の項目で届け出る場合、変更前の欄と変更後の欄のそれぞれに、指定（許可）事業所等の合計数を記入してください。
- 2 変更後の欄には、指定（許可）又は廃止となった事業所等の名称、指定（許可）年月日、介護保険事業所番号（医療機関等コード）、事業所等の所在地を記入してください。
- 3 この様式に全て記入できない場合は記入を省略し、別添資料として、変更前と変更後のそれぞれの「事業所一覧」を添付してください。

## 附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福岡県企業管理者 佐藤 清治

## 福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局会計規程の一部を改正する規程

福岡県企業局会計規程（平成十年四月六日福岡県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「本局」を「財務担当課」に改め、同条第三号中「本局の財務担当の」を「第一号に規定する」に改め、同条第四号中「本局の課長」を「財務担当課長」に改め、同条第五号中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「収入の収納」を「収入の徴収」に、同条第八号中「予算の配付」を「予算の令達」に改める。

第三条の見出しを「（企業出納員）」に改め、同条第一項中「及び分任出納員並びに現金取扱員」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 財務担当課及び事業所に前項の企業出納員を置く。

3 企業出納員は、財務担当課にあつては会計事務を担当する係の係長を、事業所にあつては次長をもつて充てる。

第三条第四項中「管理者」の下に「又は事業所の長」を加え、「前項の職にある」を削り、「所屬する係」の下に「又は事業所」を加え、「本局の」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「出納その他の会計事務」を「現金及び物品の出納及び保管その他の会計事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項及び第八項を削る。

第四条中「企業出納員等」を「企業出納員」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第六条中「企業出納員」を「財務担当課の企業出納員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管理者は、事業所の企業出納員に対し、次の各号に掲げる事務を委任する。

一 現金及び有価証券の出納及び保管

二 物品の出納及び保管

三 前各号に掲げる事務に附帯する事務

第八条の見出し中「企業出納員等」を「企業出納員」に改め、同条中「企業出納員等」を「企業出納員」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第九条中「及び分任出納員」を削り、「あつた」を「あつた」に改める。

第二十一条第一項中「生じなかつた」を「生じなかつた」に、「にあつては」を「にあつては」に改め、同条第二項中「生じなかつた」を「生じなかつた」に改める。

第二十二条の見出しを「（証拠書類の保存）」に改め、同条中「従つて」を「従つて」に改める。

第二十五条第一項中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「調定命令票」を「収入調定書」に改め、同条第二項中「二十日以内に適宜の納期限を」を「二十日以内の納期限を適宜」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第二十六条中「収入収納者」を「収入徴収者」に改める。

第二十七条第一項中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「調定命令票」を「収入調定書」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による調定の変更が、調定の増額に係る場合においては、当該変更の日から二十日以内の納期限を適宜定めるものとする。

第二十八条第一項中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「調定命令票」を「収入調定書」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「調定命令票」を「収入調定書」に改める。

第二十九条第一項中「収入収納者」を「収入徴収者」に改め、同条第二項中「わたつて」を「わたつて」に改める。

第三十条中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第三十一条中「よつて」を「よつて」に改める。

第三十二条中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「にあつては」を「にあつては」に改め、同条第二号中「よつて」を「よつて」に改める。

第三十三条中「収入収納者」を「収入徴収者」に改める。

第三十四条第一項中「及び現金取扱員」を削り、同条に次の二項を加える。

4 契約の履行等の証明に係る手数料の徴収については、福岡県証明手数料条例（昭和四十四年福岡県条例第九号）の例による。

5 前項の場合において、手数料は、現金（小切手を除く。）による収入の方法により徴収する。

第三十六条第一項中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「なかつた」を「なかつた」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「収入収納者」を「収入徴収者」に改める。

第三十八条中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「なつた」を「なつた」に改める。

第三十九条第二項中「収入収納者」を「収入徴収者」に、「企業出納員」を「財務担当課の企業出納員」に改め、同条第三項中「企業出納員」を「財務担当課の企業出納員」に、「収入収納者」を「収入徴収者」に改める。

第四十一条第一項中「支出負担行為決定登録票」を「支出負担行為決議書」に改め、

同条第三項中「あつた」を「あつた」に、「支出負担・支出命令票」を「支出負担行為決議書兼支払伝票」に改める。

第四十二条中「支出負担行為変更登録票又は支出負担行為決定取消登録票」を「変更支出負担行為決議書又は取消票」に改める。

第四十三条第一項中「支出命令票」を「支払伝票」に、「当該支出命令票」を「当該支払伝票」に改め、同条第三項中「支出負担・支出命令票」を「支出負担行為決議書兼支払伝票」に、「あつては」を「あつては」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第四十四条第一項中「あつて」を「あつて」に、「支出命令取消票」を「取消票」に改める。

第四十五条第一項中「支出負担行為決定登録票」を「支出負担行為決議書」に改め、同条第二項中「支出の支払」を「支払の決定」に改め、「及び資金現在高一覧表」を削り、同条第三項中「振替命令票及び支出負担行為決定登録票等」を「振替調書兼振替伝票等」に改める。

第四十六条第一項中「（第十二号を除く。）に掲げる経費」を「に掲げる経費（第二号ヲを除く。）」に改め、同条第二項中「ならない」の下に「。（口座振替の方法により資金を前渡する場合及び代理受領の方法により資金を前渡する場合を除く。）」を加

える。

第四十七条第三項を次のように改める。

3 資金前渡職員は、適時に、前渡資金出納簿、預金通帳及び証拠書類を支出命令者に提出しなければならない。

第四十八条第一項中「終わった」を「終わった」に、「出張して支払った」を「旅行中に支払った」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、同項ただし書中「常時の費用、交際費その他これに類する経費にかかるものにあつては」を「県財務規則第三項に規定する緊急用前渡資金に係るものにあつては」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十条第一項中「を行うものとする。」を「させなければならない。」に改め、同条第三項中「第四十八条」を「第四十八条第二項」に改める。

第五十一条中「第百条第一項第一号に規定する経費について、同条第二項に定める額を」「第百条第一号、第三号及び第五号に規定する経費については、」に改める。

第五十二条第二項中「あつては」を「あつては」に、同項ただし書中「既済部分に対する代価の全額」を「既済部分に対し、その代価の全額」に改める。

第五十三条第二項を次のように改める。

2 企業出納員は、前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者等から口座振替による支払の申出があつたときは、出納取扱金融機関に口座振替の手続きをさせなければならない。この場合における債権者等に対する支払通知は、債権者等の預金通帳に振替者名が記入されることをもって通知したものとみなす。

第五十三条第三項を削る。

第五十五条第一項中「事業所の」及び「当該事業所に」を削り、同条第二項中「この場合において、当該所属口座から生じた利子は、当該事業の収入としなければならない。」を削る。

第五十六条中「第百八条及び第百八条の二の返納金等の戻入又は戻入の取消し」を「第百三条及び第百四条の返納金等の戻入又は返納金等の戻入の取消し」に改める。

第五十九条第二項中「収納」を「徴収」に改める。

第六十条中「よつて」を「よつて」に改める。

第六十三条第一項中「もつて」を「もつて」に改める。

第六十四条中「振替命令票」を「振替調書兼振替伝票」に改め、同条第一号中「実施たな卸」を「実地たな卸」に改める。

第六十五条中「企業出納員」を「財務担当課の企業出納員」に、「行つた」を「行った」に改める。

第六十七条中「第百八十五条」を「第百八十五条の十三」に改める。

第七十条第一号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第二号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第三号中「よつて」を「よつて」に改め、同条第五号中「あつて」を「あつて」に改める。

第七十二条第二項中「振替命令票」を「振替調書兼振替伝票」に改め、同条第三項中「よつて」を「よつて」に改める。

第七十四条中「にあつては」を「にあつては」に改める。

第七十五条中「もつて」を「もつて」に改める。

第八十二条第二項を削る。

第八十三条第一項中「又は分任出納員」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 企業出納員は、物品の数量及び使用の状況等について需用品等出納整理簿に記載し、整理しておかなければならない。ただし、購入後、直ちに使用するもの等受入れ及び払出しが同時に行われるものについては、県財務規則第二百六十三条の規定の例により、需用品等出納整理簿への記載を省略することができる。

第八十五条中「あつて」を「あつて」に改める。

第八十六条第一項第一号中「よつて」を「よつて」に改める。

第八十七条第二項中「分任出納員」を「企業出納員」に改める。

第八十八条中「分任出納員」を「企業出納員」に改める。

第九十条第一項及び第二項中「分任出納員」を「企業出納員」に改め、同条第四項中「振替命令票」を「振替調書兼振替伝票」に改める。

第九十二条中「分任出納員」を「企業出納員」に、「耐えなくなつた」を「耐えなくなつた」に改める。

第九十三条第一項及び第三項中「分任出納員」を「事業所の企業出納員」に、「企業出納員」を「財務担当課の企業出納員」に改め、同条第四項中「当たつては」を「当たつては」に、「行つて」を「行つて」に改める。

別表第一電気事業予算科目表及び同表工業用水道事業予算科目表中「2 伝費」を「2 費用」に改める。

別表第一工業用地造成事業予算科目表中「2 伝費」を「2 費用」に改め、同表工業用地造成事業予算科目表維持管理費の項中

委託費	
-----	--

を

修繕費	建物、構築物、機械装置、雑（その他）の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料の購入費等をいう。
委託費	
土地整備費	土地整備工事及び土地整備工事に係る補償費等をいう。

に、

同表一般管理費の項中

消耗品費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費（その他の消耗品費）等をいう。
修繕費	建物、構築物、機械装置、雑（その他）の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料等をいう。
補償費	

を

	什器用具費、事務用品費、光
--	---------------

消 耗 品 費	熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費（その他の消耗品費）等をいう。
修 繕 費	維持管理費の節に準ずる。
補 償 費	

に改める。

別表第二工業用地造成事業勘定科目表造成事業費用の部営業費用の款維持管理費の項

中

委 託 費	
-------	--

を

修 繕 費	建物、構築物、機械装置、雑（その他）の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料の購入費等をいう。
委 託 費	
土地整備費	土地整備工事及び土地整備工事に係る補償費等をいう。

に

同表一般管理費の項中

消 耗 品 費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費（その他の消耗品費）等をいう。
修 繕 費	建物、構築物、機械装置、雑（その他）の各修繕費に整理する。修繕工事の請負代金及び支給材料、修繕工事のため支出した賃金、補償費、消耗品等の諸掛費及び自己の材料等をいう。

を

補 償 費	
-------	--

に改める。

消 耗 品 費	什器用具費、事務用品費、光熱水費、図書費、被服費、燃料費、雑用品費（その他の消耗品費）等をいう。
修 繕 費	維持管理費の節に準ずる。
補 償 費	

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福岡県企業管理者 佐藤 清 治

福岡県企業局管理規程第二号

福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

福岡県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和四十八年福岡県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規程は」の次に「、他の規則等に定めるもののほか」を加える。

別表（第三条関係）中、

交際費、会議費	一〇万円未満	
消耗品費、諸費（旅費及び会議費を除く。）、賃借料、動力費、薬品費、損害保険料、水利使用料	全額	
委託費	二〇〇万円未	

を



交際費、会議費	四〇万円以上 一〇万円未満	
消耗品費、動力費、薬品費	二〇万円以上	
諸費（旅費、会議費、交際費を除く。）	八〇万円以上	
賃借料、損害保険料、水利		
使用料		
委託費	八〇万円以上 二〇〇万円未 満	

に改める。

別表（第三条関係）の注一中「意味する」の下に「。また、二〇万円以上とした場合は、二〇万円未満は事前決裁を必要としないことを意味し、二〇万円以上八〇万円未満とした場合は、八〇万円以上は事務所に委任されないことを意味する。」を加える。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福岡県企業管理者 佐藤 清 治

福岡県企業局管理規程第三号

福岡県企業局公印規程の一部を改正する規程

福岡県企業局公印規程（昭和三十七年十月二十七日福岡県企業局管理規程第二号）の

一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 公印管理者は、必要に応じ、その事務を補助させるため、公印管守補助者を置くことができる。

第三条の次に次の一条を加える。

（職務代行の場合の公印の使用）

第三条の二 企業管理者、企業局長、課長、所長等に事故等があるため、他の者が職務代理、事務取扱等によりその職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の公印を使用するものとする。

第六条を次のように改める。

（旧印の棄却処分）

第六条 管理課長は、改刻により不用となった公印又は廃止した公印を細断又は焼却の方法により棄却処分しなければならない。

別表一（第二条関係）に次のように加える。

福岡県企業局矢部川発電事務所 企業出納員印	1 1	れい書	外けい 一八 内けい 九	福岡県企業局矢部川発電事務所において指定金融機関に預け入れた預金払戻請求書押印に使用する。	矢部川発電事務所次長
福岡県企業局苅田事務所 企業出納員印	1 2	れい書	外けい 一八 内けい 九	福岡県企業局苅田事務所において指定金融機関に預け入れた預金払戻請求書押印に使用する。	苅田事務所次長
福岡県企業局矢部川発電事務所 企業出納員印	1 3	てん書	方 二〇	一般文書	矢部川発電事務所次長
福岡県企業局苅田事務所 企業出納員印	1 4	てん書	方 二〇	一般文書	苅田事務所次長

別表二（第二条関係）に次のように加える。

1 1





1 2

1 3

福岡県企業局  
矢部川発電事  
務所企業  
出納員印

1 4

福岡県企業局  
苅田事務所企  
業出納員印

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

福岡県企業管理者 佐藤 清 治

福岡県企業局訓令第一号

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程の一部を改正する規程

福岡県企業局指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和五十三年福岡県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表副委員長の項中「副課長」を「課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。